

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）	．．．．．	1
○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）	．．．．．	1
○	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	．．．．．	5
○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）（抄）	．．．．．	5

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（幕僚監部）

第二十条（略）

2（略）

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（指揮通信システム企画課）

第六十七条 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 前号の計画に必要な装備体系の研究に関する事。

三 部内の事務の総括に関する事。

（総務課）

第三百三十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関する事。

二 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。

三 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関する事。

四 幕僚長及び幕僚副長の庶務に関する事。

五（略）

六 航空自衛隊史の編さんに関する事。

七 礼式、服制、旗章及び標識に関する事。

八 涉外及び広報に関する事（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

九 航空自衛官たる警務官及び警務官補の職務に関する事。

十 部内の事務の総括に関する事。

十一 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（人事計画課）

第四百十二条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事の計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）の総合調整に関すること。

二 （略）

三 知能、性格等に関する適性検査に関すること。

四・五 （略）

（補任課）

第四百十三条 補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 表彰に関すること。

（防衛課）

第四百十八条 防衛課は、次に掲げる事務（第一号、第二号及び第四号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関すること。

二 部隊及び機関の組織、定員、編成及び配置に関すること。

三 装備表の作成に関すること。

四 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

五 部内の事務の総括に関すること。

（装備体系課）

第四百十九条 装備体系課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一・二 （略）

三 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

四 （略）

（施設課）

第五十一条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 施設の取得及び建設の計画に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 施設の管理に関すること。

- 三 施設の研究改善に関すること。
- 四 施設に関する技術指導に関すること。

(運用支援・情報部の分課)

第百五十二条 運用支援・情報部に、次の二課を置く。

運用支援課

情報課

(運用支援課)

第百五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。

三 (略)

四 航空機の運航に関すること。

五 航空管制に関すること。

六 航空気象に関すること。

七・八 (略)

(情報課)

第百五十四条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十三条第四号に規定する情報(航空自衛隊に係るものに限る。)の收集整理及び配布に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 (略)

(装備計画部の分課)

第百五十五条 装備計画部に、次の二課を置く。

装備課

整備・補給課

(装備課)

第二百五十六条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関すること。

四 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関に関すること。

五〃九 (略)

(整備・補給課)

第二百五十七条 整備・補給課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空装備品等の補給、保管及び整備に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。

三 航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

四 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)並びに航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理に関する技術指導に関すること。

(部長及び課長)

第二百五十八条 部に部長を、課に課長を置く。

2 部長及び課長は、航空自衛官をもつて充てる。

3 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。

4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(首席衛生官)

第六十一条 幕僚監部に、首席衛生官一人を置く。

2 首席衛生官は、航空自衛官をもつて充てる。

3 首席衛生官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健衛生に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

三 衛生資材の研究改善並びに制式及び規格に関すること。

四 保健衛生に関する技術指導に関すること。

五 病院その他保健衛生施設に関すること。

六 航空医学の調査及び研究を任務とする部隊に関すること。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号) (抄)

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) (抄)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一月未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3 自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額の合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかつた

ことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合

5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員（以下「交流派遣職員」という。）に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業（同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務を公務とみなす。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官	一種

<p>海上幕僚監部</p>	<p>陸上幕僚監部</p>	<p>統合幕僚監部</p>	
<p>首席衛生官 首席会計監査官 首席法務官 監察官 課長 副部長 部長</p>	<p>海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 法務官 警務管理官</p>	<p>陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長</p>	<p>衛生官 沖繩調整官 調達官 統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	<p>一種</p>	



	(略)		
陸上総隊司令部	幕僚長		(略)
方面総監部	幕僚長		
師団司令部	師団長		
	副師団長		
	幕僚長		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
旅団司令部	旅団長		
	副旅団長		
	幕僚長		一種
自衛艦隊司令部	幕僚長		二種
	護衛艦隊司令官		
護衛艦隊司令部	幕僚長		一種
	航空集団司令官		
航空集団司令部	幕僚長		一種
	潜水艦隊司令官		
潜水艦隊司令部	幕僚長		一種
	掃海隊群司令		
掃海隊群司令部	幕僚長		一種
	護衛隊群司令		
護衛隊群司令部	護衛隊群司令		一種
	海上訓練指導隊群司令		
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令		一種
	航空群司令		
航空群司令部	航空群司令		一種
	潜水隊群司令		
潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
	艦隊情報群司令		
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令		一種
	海洋業務・対潜支援群司令		
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
	開発隊群司令		
開発隊群司令部	開発隊群司令		一種
	地方総監		
地方総監部	幕僚長		一種

教育航空集団司令部	教育航空集団司令官	幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	幕僚長	一種
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官	幕僚長	一種
航空支援集団司令部	航空支援集団司令官	幕僚長	一種
航空支援集団副司令部	航空支援集団副司令官	幕僚長	一種
航空教育集団司令部	幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官	幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官		一種
航空方面隊副司令部	航空方面隊副司令官	幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令		一種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		二種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令		一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令		一種
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令		一種
自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令		一種
自衛隊指揮通信システム隊本部	自衛隊指揮通信システム隊司令		一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊	校長		一種

	の学校	副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	自衛隊地方協力本部	副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	教育訓練研究本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	補給統制本部	教育訓練研究本部長	一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給統制本部長	一種
		副本部長	一種
	自衛隊体育学校	副本部長	一種
		校長	二種
	自衛隊中央病院	副校長	一種
	自衛隊地区病院	副院長	一種
	情報本部	副院長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	防衛監察本部	情報本部長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	地方防衛局	副監察監	一種
		課長	一種
		統括監察官	一種
		地方防衛局長	一種
		次長	一種
		防衛技監	一種
		部長	一種
		装備官	一種
		審議官	一種
		プロジェクト管理総括官	一種
		革新技术戦略官	一種

<p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防</p>	<p>防衛装備庁内部部局</p>
<p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>調達総括官      総務官      人事官      会計官      監察監査・評価官      艦船設計官      課長      装備保全管理官      事業計画官      事業監理官      装備技術官      技術計画官      技術振興官      原価管理官      企業調査官      需品調達官      武器調達官      電子音響調達官      艦船調達官      通信電気調達官      航空機調達官      輸入調達官      装備開発官</p>
<p>防衛大臣の定める種別</p>	<p>二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）</p> <p style="text-align: right;">一種</p>

衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備  
庁

備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。